

[一般論文]

長野県社会部厚生課における 「現任訓練」の検討過程

— ホームヘルプ事業の先覚者、原崎秀司の見解を通して —

中 鳶 洋

．はじめに

1．研究の背景と目的

新生活保護法や社会福祉主事の設置に関する法律などの公布が見られた1950（昭和25）年に現任訓練に関する一つの通達が出された。それが各都道府県知事宛厚生省社会局長、同児童局長連名通達「職員の現任訓練に関する件」（昭和25年3月17日 厚生省社乙発第31号）である。これは、1949（昭和24）年11月、連合国軍総司令部（以下、GHQ）による「昭和25年において達成すべき厚生省主要目標及び期日についての提案」（所謂、「6原則」）に示された1原則である「専門有給吏員に対する現任訓練の実施」を契機とし、「社会事業行政機能を益々効果的に発揮する」ことを目標に、国が働きかけたものであった。

本研究では、国の推進により始動した現任訓練という試みが、その後、各地方においてどのように促進されていったのかを検討し、さらに、それがのちのホームヘルプ事業化といかなる点で通じていたのかに可能な限り、

アプローチする。現任訓練に関する先行研究には、Randolph, L. (1950: 37-9)、仲村 (1965)、小田 (1977:322-8) をはじめ、近年では、田村 (1991:80-5)、福山 (2000:19-26)、寺脇 (2013) などがある。これらの特徴は事例検討によりその内容の一端が論じられたものと (仲村 1965 ; 田村 1991:80-5 など)、現任訓練の体系を資料提示により明確化しようとしたものに大別できるが (Randolph, L. 1950:37-9 ; 小田 1977:322-8 など)、反面、このとり組みの組織化のプロセスを精緻に捉えた研究とは言い難いものであった。すなわち、現任訓練がいかなる論議を経て進展してきたのか、あるいはその検討の意図やねらいに関し、国レベルと地方行政レベルとの間にはどのような差異があったのかなどの具体的な促進方策については依然、不明瞭なままの状態にあった。その一方、厚生省社会局保護課長 (当時) であった黒木利克は、注目すべき発言をしており、「社会福祉主事の全国的水準が長野県の程度であるならば、この制度の意義と効果とについて最早何人も異論をさしはさまないであろう」と長野県のとり組みを殊の外、評している (長野県社会部厚生課編 1953 : 序)¹⁾。

それ故、今回、社会福祉主事などの職員の現任訓練を推し進め、一定の成果を挙げていたとされる長野県のとり組みに着目し、同県が編纂した『生活相談員取扱事例集 (秘)』(1952年) 及び『ケース研究・事例研究 現任訓練資料 第一輯』(1953年) などの第一次史料の分析を試みる。なかでも研究会という組織化の視点から現任訓練を捉え直し、その先駆性や特徴を把握することに努める。なお、このとり組みの推進者の一人として、同県社会部厚生課長 (当時) を歴任していたのが、ホームヘルプ事業の先覚者としても知られる原崎秀司 (1903年8月~1966年9月、以下、原崎) であったことはあまり知られておらず、先行研究における一つの盲点とも言える。加えて、彼が1953 (昭和28) 年9月から欧米社会福祉視察研修 (以下、欧米視察) に臨む以前から、同県下ではすでに現任訓練を実施していたことを看過してはならず、こうした時間的経緯を押さえつつ、社会

福祉主事を主対象とした現任訓練と家庭養護婦の自立支援を志向したホームヘルプ事業化との関連を紐解くことも意味深い論点と言及できる。

したがって、本稿では、社会福祉研究所設置や第1回社会福祉主事資格認定講習会開催などの動きが見られた1950年代に、全国的に見ても高水準とされた長野県下の「現任訓練」の実態に着目し、未整備な地域が多かったなかで、現任訓練の推進がどのように図られようとしたのか、そして、そこに原崎などの関係者の思索がいかんして反映され、質的向上が図られようとしたのかを具体的に究明することを目的とする²⁾。その上で、現任訓練が、のちの1956（昭和31）年4月9日に通知された「家庭養護婦の派遣事業について」（31厚第235号）といかなる点で通じていたのかについても、原崎の言説を通じアプローチする。

2. 研究方法と倫理的配慮

研究方法は、既述の通り、『生活相談員取扱事例集（秘）』（長野県厚生課、1952年）及び『現任訓練資料 第一輯 ケース研究・事例研究』（同、1953年）の分析を中心に、国立国会図書館NDL-OPACやCiNiiで検索・収集した関連二次史料の他、原崎直筆の3冊の日誌[『遠保栄我記（新正堂版）』（以下、日誌 ）・『歌稿 第一輯』（以下、日誌 ）・『自由日記 横書』（以下、日誌 ）]などを主に分析・引用する。倫理的配慮としては、まず、本研究を進めるにあたり、筆者の前所属校の高知県立大学研究倫理委員会の承認を得た。また、引用資料のなかに保存期間を超過したものが多かったが、個人情報の取り扱いには十分に留意した。さらに、日本社会福祉学会倫理規程に基づき、原崎直筆の日誌の引用許可をご子息から得た（2013年8月23日、原崎修一氏、2014年1月7日、美谷島和子氏）。

以下、 章では、通達「職員の現任訓練に関する件」の要点と長野県社会部が力点を置いていた点にアプローチすることで、全国と地方とのとり組みの差異を浮き彫りにする。 章では、戦後の混迷期に同県社会部が主

導した現任訓練のねらい及び現任訓練研究会の実態を検討し、その促進要因や関係者の意図を明確にする。 章では、欧米視察から帰国後の原崎の思考並びに彼が目論む地域振興策を詳らかにし、現任訓練への原崎の考えを明らかにする。 章では、原崎の見解や着眼点を手がかりに、現任訓練からホームヘルプ事業化へという展開過程を考究する。なお、本稿では、1950年代の同県下の現任訓練の実態把握に努めることに主眼を置くため、現任訓練の制度的変遷及び現任訓練から現任研修への変容過程については原則、論じない。

・ 通達「職員の現任訓練に関する件」と長野県社会部

1. 「職員の現任訓練に関する件」(昭和25年3月17日厚生省社乙発第31号)

1950(昭和25)年3月17日、上述の「職員の現任訓練に関する件」(厚生省社乙第31号)により、わが国の現任訓練は正式に始動する。社会福祉事業法第20条には、現任訓練に関し、「福祉に関する第一線機関である福祉事務所等の社会福祉事業従事者の高度的、専門的、技術的知識を修得させるのが目的」とされ(東京都民生局総務部企画課1954:12)、知識の獲得・向上が重視されていた。この背後には、1949(昭和24)年12月29日、GHQから厚生省への提案があり(黒木1950:1)、「現任訓練計画を立てるにさいし、県に対し助言者としての役割を果たす為に現任訓練民事部地区委員を設置すること。一つの県を選定して現任訓練の『デモンストレーション』(ママ)を実現するためその注意と助力を集中すること」が明示された(同:5)。ここでは、戦争の勝敗を超え、進んだアメリカ社会事業から学ぼうとする姿勢をもつことも必要とされた³⁾。それではいったい当時のわが国の社会福祉行政関係者は、他国の先進事業のいかなる側面を摂取しようとしていたのであろうか。

アメリカの社会事業には、われわれの学ぶべきものが数多いことは勿論であるが、個人の尊厳を社会事業の基礎におくこと、人間性並びに科学的技術の研究とその應用、及び社会事業の経済学とはその最も大なる特色と思う。ともかく虚心坦懐に社会事業におけるわれわれの長所はこれを残し、外国の美点はこれを採り入れ、われわれの欠点はこれを捨て去つて先進諸国に劣らぬような立派な福祉国家の建設こそ人類としての理想でもあり、又われわれ日本人の最大の生甲斐ともいふべきではないであろうか。（黒木 1950:5）

つまり、黒木の言う「虚心坦懐に」や「われわれの欠点はこれを捨て去つて」からは、過去の蟠りを払拭し、自国の短所を減じようとする努力が求められ、「外国の美点はこれを採り入れ」からは、他国の長所を摂取することが福祉国家建設に近づくことであると認識されていたことが分かる。加えて、このような柔軟な方策は単なる福祉国家建設に留まらず、日本人個々人の内面に生甲斐をもたらすほど肝要なものであると把握され、その具体化が焦眉の課題となっていた。こうした社会創成、生活改変の打開策の一つと捉えられていたのが現任訓練（インサービス・トレーニング）であった。現任訓練は、しばしば、「職務能力向上（スタッフ・ディベロップメント）」と混同されたものの（同:101）、「各職員が個々の職務を遂行するにあたり、必要な思考、習慣、知識技能、態度等について『指導監督』の権限を通じないで各職員を向上させることにより、職員の現在又は将来行ふべき職務を効果的に遂行出来るよう援助する計画的、組織的、教育活動をいう」と記されるように（同、傍点筆者）、個々人の主体性の喚起が重視された。Randolph, L. (1950:39) も、「スーパーヴィジョンは仕事を行う事の一部として起る事であり、現任訓練は仕事そのものの外側に起るもの」と両者の違いを明確にし⁴⁾、仕事以外の面の充実にも個々の職員の質的向上の要点を汲み取っている。

一方、木村(1951:89)は、「訓練はたんに知識、技術の教育ということにとどまらず、社会福祉の事務にたずさわる職員としての態度を養成し、物の考え方をつくりあげることが肝要」と、態度や思考を強固なものにする必要性を強調する。東京都民生局総務部指導課(1963:26)においても⁵⁾、「社会福祉関係職員としての態度を養成し、物の考え方をつくり、品格を培う等のことが同様に重要な要素である」と言及され、態度や思考の鍛錬が品格を培うことになると指摘され、こうした訓練こそが人づくりに寄与するものだと認識されていた。換言すれば、このことは、「諸職員が専門職員として維持確保され、その最大の能率を発揮し得る」ために必要な基本的視座と捉えられていたと言っても過言ではなかった(明山 1957:195)。

次に、その内容を注視してみると、「訓練に必要な調査、研究、情報の交換、教材の準備勧告又は助言、訓練の直接援助と協力、訓練活動の調整、直接授業、評定或は標準化等の活動、修了証書の交付、訓練に関しその官廳外の各廳その他の機関との連絡」などと(黒木 1950:102-3)、多様性が窺え、訓練の種類では、「職場外の集団訓練」「職場外の個人訓練」「職場に於ける集団訓練」「職場に於ける個人訓練」「特殊訓練」「補助的訓練」「その他の訓練」など幾つかの具体策が講じられていた(同:104-5)⁶⁾。

但し、その訓練方法の留意点として、「訓練対象の職員は学生ではないから、伝統的な教育方法によるのみでなく、特に訓練に対する信頼の念を與へる為職員自身の要求に密接な関連を有する事項を與へるようにしなければならない」と指摘され(同:106-7)、参加者側のニーズ把握やその充足、さらには目的の明確化が要とされた。さらに、その評定に関しても、「総括的、観念的であってはいけない。具体的に誰について、どの方法について、どの目的に対して有効であったか、... (中略) ...評定の基準は訓練の目標におかなければならない」と注意喚起しており(同 108-9)、対象・方法・目的の個別化を重視しつつ、根拠や目標への到達度までもが考慮されようとしたことは注目される。こうしたなか、現任訓練の実施状況

については地域差が小さくなかったものの、徐々に組織化の兆しを見せ始め、やがて社会福祉研修所の発足に至り、1977（昭和52）年時には全国10ヶ所にまで広がっていくことになる（小田 1977:324-5）。

2. 長野県社会部の見解

ところで、現任訓練については、地域的拡張の諸相までは詳らかに捉え切れないものの、社会福祉主事などの職員の資質を高めるべく、長野県下でも展開された動きであった。とりわけ、同県下では、1951（昭和26）年10月の福祉事務所開所以来、現任訓練が継続され⁷⁾、1952（昭和27）年12月、旧民生部と旧労働部とが統合し、社会部が新発足した際に、同初代部長に就任した鈴木鳴海（以下、鈴木）は、旧来の被保護者に対する金銭給付事務に偏りがちであった傾向を改変すべく、「限られた職員をもって如何に能率的なサービスを行っていくか」を最重要課題に掲げる（長野県社会部厚生課編 1953:序）。ここで、特に注目される鈴木 of 文言に「常に清新なる現任訓練を施して、福祉事務所内の職員が一体となった力を発揮し、福祉事務所間の統一を図って県全体として均衡を失しないように」があり（同）、サービスの効率化に加え、県域的なバランスをも考慮されていたことが認識できる。

なかでも、生活保護法や社会福祉事業法などが成立するなか、同県厚生課は、ケース研究などをはじめ、従来地区担当の社会福祉主事のみを対象としていた事務研究会の発展を模索し、査察指導員をも交えた研究会の開催を着想するに至っている。つまり、本来、別個と考えられていた現任訓練と査察指導を統合し⁸⁾、相異なる2つの目的の共存を考案していたのである。その意図については、福祉事務所内でも徐々にグループワークの意義が認識され始めていた当時、同県厚生課が検討していた「ケースワークの技術と方法」「サービスのあり方及び保護記録のとり方」「研究会に提出する記録の作り方」「検討討論の方法」などを多職種が共同で学ぶ意義を

書き留めた原崎の報告書から示唆される。この学びの意義はさらに次のように展開し、キーパーソンの一人として仲村優一がとり上げられている。

この地区担当員・査察指導員合同のケース研究会は、県下三ヶ所に分けて行ったが、日本社会事業短期大学（現、日本社会事業大学）教授仲村優一先生にお忙しいところを特に曲げて講師として出席願ったことにより、研究会の意義が更に強まった次第であって、先生の細心にして懇切なるご指導にはこの紙上を借りて改めてお礼申し上げる。…（中略）…具体的なケースを取り扱うに当つて、ともすれば見過ごされおろそかにされ勝ちな事柄については常に法の建前に復ることを示され、或いは法の具体的な運営における考え方、グループワークを用うる急所を示されたものとして意義深いものであると思う。本書をひもといて時間のない諸子の場合、講師の意見やこの評釈のみでもお読みになることは法を運営するに当つて大いに参考となるものであると確信する。（長野県社会部厚生課編 1953:序、丸括弧内筆者）

上記から、何故、ケース研究会の開催場所を3ヶ所に分けたのかという理由や講師として仲村が選ばれた経緯など不明瞭な部分も少なくないが、グループ討議が重視され、法的根拠や運営の意義が見直され、さらには、講師の意見や評釈に基づく学びが促されたことなどに、資質向上を志向した同県下のとり組みの意義を看取できる。その一方、「訪問員については選抜訓練を4回にわたり行いその科目内容は社会福祉事業方法論（とくにケース、ワーク）を主として実施した。この外相談課長、厚生課長、庶務課長各1回、厚生係長2回、厚生課職員1回の訓練を実施し、とくに厚生係長に対してはブロック制による協議会方式を採用して行つた」などと論じた東京都民生局総務部企画課（1954:12）からは、実践家以外にも多くの役所関係者が役職ごとに訓練を受けていたことが示唆され、現任訓練の

あり方における地域差の一端をここにも窺い知ることができる。なお、こうしたばらつきが見られたなかで、長野県下では、この試みの実状を報告書にまとめている点が特に注目される⁹⁾。同報告書を紐解くと、当時の現任訓練における問題が散見されるものの、原崎が記した以下のような自省的記述から、同県下の地方行政や現任訓練にも改善の余地が少なくなかったと認識できる。

このケース研究会に提出のケースは、当初本課より示した「一．家族の内容」から「十．現在のケースの状況」に至る記録分類によらしめたものであって、之によって研究会における研究討議が問題の焦点を合せ易いこと、従って討議が能率的であるものと考えたが為であって、その反面、それぞれの分類内の記載様式を示さなかったのでケース毎に相当区々となり或いは冗長ともなり、或いは簡に過ぎて内容の理解に苦しむものがあつた。特に「保護内容の経過」と「地区担当員の指導の経過」とを分類したため、指導の経過の中に収支認定や保護費の支給についての記録が欠ける場合が多かつたので、今後はこのような点についても注意してゆかねばならないと思う。（長野県社会部厚生課編 1953:序）

上記の「分類内の記載様式を示さなかった」や「収支認定や保護費の支給についての記録が欠ける」などの具体的な問題提示は、行政主導の施策が主流であった当時、現場から出た細やかな課題や気づきを摂取することで実践活動や研修会の中身を改良しようとする姿勢を看取でき、ここにも長野県下の職員の資質向上につながる一因を解読できる。以下では、同県が刊行した2つの報告書を考証することで、さらに現任訓練の検討過程を深堀していく。

・ 事例検討報告及び現任訓練研究会

1. 『生活相談員取扱事例集 (秘)』 (1952 年) の刊行と原崎の見解

そもそも、この時期に現任訓練に関する報告書を長野県が立て続けに 2 冊刊行したこと自体、そのとり組みに対する熱意を表していた。そのうちの一つである『生活相談員取扱事例集 (秘)』 (1952 年) の序文を担当した原崎は、特別調達庁長野連絡官事務所長及び長野県渉外課長 (1948 年 1 月 20 日 ~)、同県社会部厚生課長 (1949 年 3 月 31 日 ~) などの公務を担いつつ、現任訓練の推進にも携わっていた人物として注目されるが¹⁰⁾、元々、彼は、社会福祉事業を「すべての人達の生活を一人のこらず健康で文化的なものにしてゆくために行う、組織的科学的な活動」と捉え (原崎 1953: 14)、「単に経済的に又は単に精神的のみの効果をねらうのではなく、いつも社会に光をかがげるといふ理念に裏打ちされた行動でなければならない。」と警鐘を鳴らすなど、理念重視の視点のみならず組織性や科学性の大切さを自覚していた (同)。もっともこうした文脈の背後には、彼の問題意識が「現実に即した現実の中の問題を科学的に解明し、組織的に解決しながら、逐次社会を明るくしようとする目的」があったことを看過してはならない (同)。

「科学的に解明」や「組織的に解決」などの原崎の文言には具体性が乏しいものの、こうした考え方がその後、「防貧対策」や「現任訓練」の具現化を後押ししていくことになる¹¹⁾。前者では、「県でも防貧対策を打ち出しているわけですが、大体本県の半分は防貧階級なんです。それに対して如何にやるかということは貧弱な県行政ではむずかしいんで、でき得る限り努力はしていますが凡ゆる行政をそこへ集中していかねば防貧対策はできませんね」と団結を旨とした防貧対策が考案される (原崎 1953:21)。一方、後者では、同県民生部、同県社会福祉協議会、同県共同募金会など、

他機関にいち早く協力を求め、連携・協働を重視した現任訓練のあり方を模索している。但し、その後の展開過程の精緻な検証は重要であるが、原崎の見解を通じて論考する場合、当時の彼は1952（昭和27）年4月から約1年間、欧米社会福祉視察研修のための事前準備を進めなければならない状況にあり、これと併行して、防貧対策や現任訓練にどれ程関与し得たのかは推測の域を出ず、資料的限界が否めない。

次いで、同書の内容面に目を向けると、序論では、戦争未亡人などの生活困難者の支援方法が未確立であったことが現任訓練実施のそもそもの契機であったと明記され（長野県厚生課 1952:序）、未亡人の更生や転職など、15の具体例が収録されている。この15事例の選定方法や中身の検討がどこまでなされたのかは判然としないが、「ここに掲げられた幾つかの事例は、このような世帯を明るくしてゆく仕事が強固な意志と長い努力を要することを示している。…（中略）…ここに掲げた事例のような問題は、氷山の一角であって、尚かくされた数多の問題が伏在している」と原崎は述べ（同）、彼は問題の潜在化にも注視しつつ、必ずしもこれら現任訓練をもってしても、地域社会を巡る課題解決上、十分ではないと認識している。加えて、「これ等世帯に対して生活相談員の温い心が滲み出ずる泉のごとく湧き広がる日の近からんことを祈つて止まない。」と（同）、原崎は各人の温かい心の涵養を旨とし、同書をその一助としようとして論考する。

ところで、グループワーク14原則を考案したことで知られるKonopuka（=1967:269）は、「施設の職員面の改善の必要性を示し」つつ、「その改善はより大勢の職員を備うことだけで果されるのではなく、人員を増すのと併行して、職員の選任法や研修やスーパービジョンを通しての資質の改善が計（ママ）られなければならない」と研修やスーパービジョンを重視するが（同）、同県下でも、人員増のみに頼るのではなく、適切な問題把握とニーズ充足が第一とされ、防貧対策や現任訓練を足掛かりとし、その社会的対応の強化が目ざされていた。それが「経営の近代化」

にも通ずるといふ指摘や（東京都社会福祉協議会 1963:27）、「従事者に精神的向上と技術的向上がもたらされる」との論及もあるが（同）、少なくとも同県下においては、現任訓練を対職員というようにミクロ的なものに限定せず、社会的対応を促す契機という捉え方をしており、よりマクロ的視点からの課題認識や対応策の考想が見られていた。

2. 『現任訓練資料 第一輯 ケース研究・事例研究』（1953年）の編纂と地区担当員現任訓練研究会

1953（昭和28）年、上書に次いで、同課は立て続けに、『現任訓練資料 第一輯 ケース研究・事例研究』（1953年、長野県社会部厚生課編）を刊行する。同書はそのタイトルからも分かるように、現任訓練に特化したものであり、ここでも、「まえがき」及び「挨拶」を執筆した原崎は、「現任訓練も仕事の性格から単に職員の知識技能の教育のみでなく、併行的に人格の陶冶、思考力の養成が図られねばならない」と述べ（長野県社会部厚生課編 1953:1）、社会福祉事業の進展や質的向上において知識・技術の獲得のみでは必ずしも十分でないことを認識していたことが示唆される。とりわけ、彼の記述からは、人格や思考力の向上が希求されていることが窺え、ここから担うべき職責の大きさや任務の重大さを自覚する意義を看取できる¹²⁾。

但し、人格の向上や思考力の強化を書籍のみを通じて達成することは容易ではなく、書籍の構成や内容の吟味に加え、いかに実践に結びつく学びとなるかが具体的に模索されなければならなかった。その萌芽として、同書では、「福祉事務所職員に対する現任訓練の意義（第一編）」に終始せず、第二編の「ケース研究とその評釈」（11事例所収）や¹³⁾、第三編の「社会福祉関係事務の研究」までとり上げられ、实例の検討や効果的な事務作業まで掲載されている。このように、実用書としての同書の活用に加え、研究会という組織化の推進が検討され、「専門職員がチームワークを作って

技術的向上を図り、且つ研究も重ね合う事によって一人の偉大さよりも強
力であり、普遍的妥当性を持ち得る事は事実がこれを証明する……」と原
崎は論及し（原崎 1951:15）、個々の学び以上の効果を、チームワークに
基づく組織力や研鑽から汲み取ろうとする。こうした構想の一端が「昭和
三十年度社会福祉事業従事者現任訓練」によって具現化することになる¹⁴⁾。

一方、文部・厚生・労働の3省による「義務教育諸学校における不就業
及び長欠児童生徒対策要綱」発表（同）などが見られた1955（昭和30）
年には、児童の育成・教育が論議され、同県下でも思考されようとしたが、
「要保護家庭の児童の環境上、恵まれない状況にあるのであつて教育、保
健、労働の面より幾多の考慮を要する点があり、これらの家庭の児童の福
祉を図ることは、家庭更生の上から極めて大切なこと」などという同研究
会内での原崎の発言は注目され（長野県社会部厚生課編 1953:149-50）、
要保護児への多様な配慮は児童本人のみならず、本人を含む家庭全体の更
生・改変にとっても重要であると認識されていたことが分かる。さらに同
県では、以下のような具体例を示し、各事例の理解の深化に留まらず、実
践への道標を見出そうとする創意を看取れる。

七人にて八畳に起居 父は下半身不随 昭和二十五年の正月に当り長
男栄養失調のため上田市の養育施設に入所、次男もまた充分なる食糧を
摂取できなかつたため続いて栄養失調で休学、外の弟妹は全部病弱、妻
は家計を律する能力なく、次男は家庭環境によるためか、学校に興味が
ないという世帯であります。その次男を或る町（本人の近在）の工具屋
に住み込ませ学校だけは卒業させるようにすることができた。一方、長
男は施設入所後極めて順調に恢復し間もなく某町の魚屋（叔父）に住み
込ませたが二ヶ月程して帰宅してしまつて、自分も弟の様に自宅の近く
で働きたいとのことだつたので奔走した結果、そば屋に預けたがその後
は落ちついているようである。父は乱暴であるが子供は放したくないと

いう父性愛が強く、子供も又父をかばつて父の許を離れたくないと云つている。(長野県社会部厚生課編 1953:150)

実際問題として、約 68 万世帯が生活保護世帯であった 1953 (昭和 28) 年当時、上記事例に似たケースは多数存在していたと考えられるが、上記のように、「父性愛」や「かばい合い」に着眼したケースは特徴的なものの一つであった。「この親子愛こそ人間性の発露であつて、私としては心うたれるものがあつた。… (中略) …養護施設へ子供を入れることは容易なことではあるが、これは百方手をつくした後に行うべき措置である。」との主張から (同)、原崎は安易に被保護世帯へと墮落することを戒めつつも、「血は水よりも濃い。彼のフラナガン神父が云つた様に『総ての児童は悪いことはない、親が悪い、そして社会が悪い』という言葉こそは吾々が考えなければならない。」と (同:150-1)、個々人や家族が直面する生活苦や日常的問題の発生原因のなかに社会的要因を看過してはならないという視点を強調する。

・ 原崎の帰国と長野県社会部厚生課による地域振興策

このように、人格の向上や思考力の鍛錬を怠らず、児童・家庭問題への社会的認識の必要性を自覚していた原崎だが、実際には、上記研究会開催前の 1953 (昭和 28) 年 9 月 19 日から、約 7 ヶ月間に及ぶ欧米視察に臨んでおり (日誌 : 1953.9.19-1954.5)、これらの考え方が国内の研究会によるものなのか、海外での欧米視察を通じて感得されたものなのかはこれまで峻別されてこなかった。加えて、帰国後、彼はわが国初の組織的なホームヘルプ事業である家庭養護婦派遣事業の創設に尽力したが (森 1972:31; 竹内 1974:51-69; 上村 1997:249 など)、現任訓練という切り口から、原崎が論じられることは皆無であった。その理由として考えられるのは、彼自

身、厚生課長を1956（昭和31）年3月に辞し、同4月より松筑地方事務所長に就任し、長野県社会福祉協議会理事（1959年～）、日本赤十字社長野県支部事務局長（1960年11月～）などと転勤を重ね（日誌：1960.7.20-1966.6.13）、ホームヘルプ事業化に先鞭をつけたものの、その後の任務や思考の展開が把握しづらいことが考えられた。それ故、今回、長野県庁図書資料室で資料収集に努め、長野県厚生課「昭和31年度長野県社会福祉協議会事業計画書」などを紐解いた結果（1957:196）、彼の欧米視察後、同県厚生課ではとりわけ、「指導者の養成」と「授産事業の振興」に力点を置いていたことが確認できた。

具体的に見てみると、前者では、「東京社会福祉事業短期大学（現、日本社会事業大学）に学資を貸与して学生2名を入学せしめる」（長野県厚生課1957:198、丸括弧内筆者）、「民間社会福祉事業従事者再教育のため、施設団体から東京社会事業研究所に研修生を入所させ、学資の一部を補助」するなど（長野県厚生課1965:132）、社会福祉現場の人材養成が進められようとしていたことが見て取れる。次いで、後者では、原崎が「伊那谷の授産所調査で一週間過ごす」などと記し（日誌：1949年9月18日）、調査を重視し、フィールドワークを通じた問題把握や、調査データに基づく検討がなされた。とりわけ、同県下では社会福祉行政のなかでも授産事業及び内職事業の進展が重視されており（長野県厚生課1965:118）¹⁵⁾、フィールドワークによる実証が重視されようとしていた。因みに、一人を更生させることの効果の大きさを、原崎（1951:16）はアメリカの事例を用いながら論じている点にも、進んだ海外から学ぶことにも意欲的であったことが示唆される。

・ 考 察 —— 現任訓練と家庭養護婦派遣事業との関連

以上、本稿では、国の推進により始まった現任訓練が長野県という一地

方都市でどのように実践されていたのかの把握に努め、とりわけ、同県社会部厚生課が、いかなる視点や方法をもって現任訓練を促進しようとしていたのかの具体的説明を試みた。研修会講師の選定理由、掲載された事例の選定方法、現任訓練研究会の実態などに、不明瞭な部分が見られたものの、同県厚生課長職に在り、ホームヘルプ事業の先覚者と呼称される原崎の見解に基づくと、必ずしも国のやり方に追従するのみではなかったことや、人格の向上や思考力の鍛錬など、現任訓練受講者への自覚と責任を促していたところに大きな特徴が窺えた。加えて、それらは、地区担当員と査察指導員とによる合同研修会の開催、記録様式の工夫、単なる人員増のみならず、適切な問題把握・ニーズ充足の重視の3点に、実践に結びつく学びとしての具体性を汲み取ることができた。一方、原崎個人に関しては、専門家の評釈及び事務作業の参考資料を活用すること、実例を用いた具体的検討などを通じ、優れた支援者を育成すること、人格の陶冶や思考力の向上を図ることの3点を重視しており、ここでは、これら諸点がのちに始動する家庭養護婦派遣事業のあり方と結節していくことになったことは注目される。

さて、本稿を終えるにあたって、今回着目した現任訓練と家庭養護婦派遣事業との関連を可能な限り見ておく。1956（昭和31）年4月、長野県家庭養護婦派遣事業補助要綱（長野県告示第156号、「家庭養護婦の派遣事業について」）により始動したホームヘルプ事業に関し、竹内（1974:66）は、そもそも「奉仕員の自己研修の場が少なすぎる」と憂慮するが、原崎はそれを開拓する必要があるとし、現場実践の実状や課題を検討した報告集の刊行、社会福祉主事と査察指導員とが合同で行う現任訓練研究会の開催、仲村（1965）などの社会福祉専門家からの専門的知見の摂取などを重視し、その可能性の拡大に努めようとした。つまり、ただ単に研修の回数の僅少さを憂うだけでなく、人々の人生を「常に修養発展しつつある段階」と捉えた原崎（1951:17）は、人生の各段階で果すべきこと

を個々人に問うた上で、「先づ第一に社会福祉の増進に熱意を有する事を土台とし、経験と研究とを積み重ねる事により思慮が円熟し、終には人格高潔になる域に迄進みうるものと信ずる」と述べつつ（同）、個々人のレベルアップに必要な熱意・経験・研究などを重視していたことが明確になった。このことは、「経験だけで、その総てが完結されるのではなく、基本的援助技術の習得、人間生活への洞察を可能にする自然科学、社会科学の基礎的素養、それに円熟した人格が求められるといった教育、研修の基盤整備が必要」とする長野県ホームヘルパー協会（1991:23）と、知識獲得に留まらず、人格形成・陶冶をも視野に入れていた点において通ずる。

一方、『信濃毎日新聞』（1956年3月28日、第2面）紙上で、「ホーム・ヘルプ制が実施されたら」と題し、原崎自ら「心身健全であり、この仕事に熱意を持っている人が望まれる。つまり、"母親代り"なのだから愛情、知識、経験などは豊富でなくてはならず、いままでの家政婦とは全く違った勉強が要求される」とコメントを寄せ、健全、熱意、愛情、知識、経験などを土台としつつも、個々人のさらなる勉強を希求していることも（中篇 2014c:31-45）、両者の類似点の一つとして窺えよう。なおここでは、家政婦とは異なる家庭養護婦が習得すべき具体的内容までは不詳だが、少なくとも新たな課題や複雑な問題の対応においては、さらなる学習機会が求められ、このことと学びの蓄積を重視した現任訓練研究会とに共通点が窺える。さらに、1958（昭和33）年4月16日に実施された上田市社会福祉協議会理事会の会議録（「B.家庭養護婦派遣事業の積極的対策について」）を紐解くと、以下のような文章がみられる。

最前線にある社会福祉奉仕者指導者としての座にある養護婦が地区担当の社会福祉主事、民生委員と共に極めて貴重な存在である。養護婦は寧ろその対人関係のなかにその世帯について発見出来なかったヒントを見出している。之等を善処するには常に養護婦自らの教養技術を高めな

ければならぬ（関係者連絡、料理裁縫研修校外指導等）。（上田市社会福祉協議会理事会 1958:頁数不詳、丸括弧内ママ）

同県須坂市の女工約 700 人が失業し、県内の寡婦約 600 人の就労問題が論議されていた 1950 年代当時、上記の「養護婦自ら教養技術を高めなければならぬ」という文言は、竹内（1974:68）の「一般教養を高め、派遣家庭での欲求対応に備える努力が必要」という見解とも共通し、未発見の課題を見出す具体的方法の一つとして、現任研修が期待されていたと言えなくもない。半面、1950 年代前半の原崎は、欧米視察に臨む時期が迫っており、「県においても将来共に努力するつもりであります」（長野県社会部厚生課編 1953:135）、「共に苦しみ、社会にあって完全な自立が図られるよう……」などと記し（長野県厚生課 1952:序）、残された課題が少なくないことも原崎自身、認識していた。この点については、『家庭養護事業のしおり（その仕組のあらまし）』（長野県、1956 年 4 月）の 1 頁の「派遣家庭と家庭養護婦——社協の関係」に示された組織図内に、家庭、家庭養護婦、市町村、市町村社会福祉協議会・民生委員部会、公共職業安定所らによる協働が示唆され、実践段階で改良されようとしていたと見ることができる。

他方、上村（1997:256）は「人を相手の仕事は熟練を要し……」と指摘するものの、熟練を生み出す方法が明確ではなかったが、1956（昭和 31）年 4 月 9 日に長野県告示「家庭養護婦の派遣事業について」（31 厚第 235 号）が通知される直前の実情を現任訓練という切り口から論考したところ、現任訓練と査察指導を統合させ、経験と研究とを結びつけながら、高潔な人格や堅固な思考力の育成を現任訓練（現任研修）に求めた同県社会部厚生課の着想が本稿を通じ、浮き彫りになった。つまり、ここから単なる熱意だけではなく、教養や研鑽こそが自己を深め、実践技術を高める礎となり、その積み重ねが家庭養護婦派遣事業の展開の兆しへとつながっていた

と認められよう。教養面や人格面の向上は、今日の現任研修・生涯研修においても強化されなければならない課題といえ、その対応やあり方の検討をさらに重ねていく必要があると考える¹⁶⁾。

最後に、昨今、多職種協働の視点や専門職・非専門職の連携が重視され、現任研修の意義やその必要性の認識は一層高まっている。研修の回数、時間数のみならず、その内容・方法・評価など質的側面への点検・検証は欠かせない。だからこそ、このとり組みを現在から過去に遡りながら、歴史という時間軸を基にしていねいに検証し、教訓として生かしていくことも重要であると考え。現任訓練という取り組みは、単なる人材育成のレベルアップや効率化を目指すものではなく、その時々世相や時勢の影響を受けながら、変動する社会を構成したり改革したりするのにふさわしい人材を育てる足掛かりとなるものであり、いわば、時代の姿を映し出す鏡のようなものである。この後、現任訓練が現任研修へと変わるなかで、少なからず変質があったことも否めず、わが国全体の研修制度の発展過程についても検討の余地が残る。今後は、これらの課題に加え、1950年代の同県庁内の人間関係の詳細や未発掘の保存資料の掘り起こしに努め、職員間の連携や多職種協働、さらには、原崎の公務内容の実態把握を追究していきたい。

注

- 1) 『社会福祉行政資料集』を編纂した寺脇（2013）にも、現任訓練における地域差や秀逸とされた長野県の特徴が明示されていない。他方、Randolph, L. (1950)、東京都民生局総務部指導課（1963）、根本（1981）、岸川（1984）、内田（1988）、福山（2000）などの言及もあるが、概説に留まっているため、本稿では、現任訓練の検討過程を考証し、体系的な学びの一元流をホームヘルプ事業の先覚者である原崎の見解を通じて捉え直す。
- 2) 長野県下の現任訓練はこれまであまり検討されていないものの、原崎に関する研究では、学生時代、全日本方面委員連盟書記時代、敗戦時、長野県庁職員時代、同県社会福祉協議会理事時代、日本赤十字社長野県支部事務局長時代など、

時代ごとの研究がなされてきた（中嶋 2011:28-39;2013a:16-28;2013b;2014a・b; 2015a:38-49;2015b;2016 など）。但し、両者の関連の解明については未着手の状態にあった。

- 3) GHQ による「社会福祉行政に関する 6 原則」以降、「産めよ殖やせよ」政策から一転、人口抑制が政策課題の一つとされ、看護分野や社会福祉分野でも人材養成が始まったが、現場レベルでの現任訓練の詳細については十分な言及は少ない。
- 4) 明山 (1957:192-3) は「Supervision とは、語源的に云って、上の方から見る行為、である。… (中略) …指揮監督の権限の下に見届けるのみならず、日常の業務を通じて、職員がその業務を遂行する上に必要な能力を充分発揮し得るよう協力的に助言指導する作用でなければならない。」と述べ、語源とは異なる協力的姿勢の必要性を強調する。
- 5) ここでは、職務に対する矜持、積極性、責任感、相互連絡、協調性、受容、創意工夫、指導態度、評価などの向上が目ざされる（東京都民生局総務部指導課 1963:26）。
- 6) なお、特殊訓練には見習期間の教育と助手制度による訓練があり、一方、補助的訓練には図書館の利用、視聴覚的文書の回覧、便覧・法規・報告・記録等の回覧及び出版、論説講演、機関誌発行などによる訓練が含まれたとされる（黒木 1950:105）。
- 7) 福島県 (1953:9) は、「この社会福祉事業法並びに関係諸法を円滑に適正なる運用を期するため、関係職員の資質の向上並びに職務に関する専門的知識の修得及び技能の向上が強く要請され、その指導訓練の必要が認められるに至った」と指摘するが、これ以上は詳解されていなかったため、本稿では、長野県の事例にアプローチした。
- 8) 東京都民生局総務部指導課 (1963:33) は、査察指導と現任訓練との違いを、前者が権限を通じて、訓練の必要性、内容、方法が発見されるのに対し、後者ではお互いの相関関係において見出されることにあるとしている。
- 9) 但し、その反面、同書に収録されたケースは、全会場で提起された 40 ケースのうちの 約半数の 23 ケースに留まり、議論の深浅にも差があったことに留意しなければならない。とはいえ、前出の鈴木、原崎ら関係者は勿論のこと、現任訓練指導主事、児童課係員、児童相談所員等なども出席し、実践現場からの声も吸い上げようとするものであったことは画期的なこととして注目される。
- 10) 同書は、原崎が欧米視察を行った期間（1953 年 9 月～1954 年 5 月）の直前期に刊行された。1954（昭和 29）年 4 月 9 日には、マーチン 2-0-2 便（日本航空）

が伊豆大島に墜落したもく星号墜落事故が発生するなど、当時の航空事情は危険を伴うものであったことから、同書のいち早い刊行を念願した原崎の心境を読み取れる。

- 11) 長野県厚生課（1964:4）によれば、指導係の担当事務として、福祉事務所の運営指導に関する事項、職員の現任訓練に関する事項、生活保護法および身体障害者福祉法施行事務監査指導に関する事項、生活保護法による指定医療機関および保護施設立入検査に関する事項、社会福祉統計および調査に関する事項の5点が挙げられる。なお、同調査係において、「現任訓練」は「監査」「社会調査」「広報」「社会福祉統計」などと併行して行われていたとされる（長野県厚生課 1957:17）。
- 12) 同書刊行に対し、賛辞を添えた黒木の序文に対し、原崎は「その序においては誠に過大の讃辞を賜ったのであるが、もとより、我県の実状がこの御辞に値いするほどのものでないことはいうまでもないので、寧ろ叱咤激励の辞としてお受けとり申上げ……」と謙遜しており（長野県社会部厚生課編 1953:まえがき）、ここにも両者の関係性の一端を窺い知れる。
- 13) 一方、同書の編集に関し、「唯御指導して頂いた言葉のすべてをのせることが、この編輯を急いだ関係上出来得なかったことは誠に私として残念であり、準備不足のため御迷惑の点については深くおわび申上げるが、研究会に出席した福祉事務所職員がケースワークの技術と方法・サービスのあり方及び保護記録のとり方・研究会に提出する記録の作り方、更には検討討論の方法などについて非常な感銘をもつて勉強しえたことで御寛容頂きたいと思う」と原崎は弁解しつつも（同上）個人々の応用力に期待を寄せている。
- 14) 長野県厚生課（1957:21）によれば、地区担当員現任訓練研究会は、南信、北信、中信、東信の4地区に各2回ずつ（計8回）開催され、「生活保護法関係問題研究」、「児童福祉法関係問題研究」、「身障法関係問題研究」を主な内容としたと記される。
- 15) 授産内職事業については、「職種の調査及び導入、取引商社の調査及び取引斡旋、技術習得に対する経費の補助、製品の販売斡旋、事業に必要な機械器具類の貸付等を実施し、本事業の普及育成を図っており、この事業を通じてこれら作業に従事する対象者の福祉向上に努めている」とされる（長野県厚生課 1957:121）。
- 16) 「ワーカーの個人的努力で自己覚知を深化させることは限界がある」と言及する内田（1988:260）からは、その限界を超える方策が見えてこなかった。

史料

- 福島県 (1953) 『福島県民生行政の概況』 福島県.
- 原崎秀司 (1938-1949) 『遠保栄我記 (新正堂版)』 (1938年11月～1949年10月28日に記された原崎直筆の日誌, 原崎修一氏蔵).
- 原崎秀司 (1951) 『福祉事務所の發足』 『信州自治』 4 (11), 13-7.
- 原崎秀司 (1953) 『まえがき』 『ケース研究・事例研究 現任訓練資料 第一輯』 (日本社会事業大学附属図書館蔵).
- 原崎秀司 (1953-1954) 『歌稿 第一輯』 (1953年9月19日～1954年5月1日に記された原崎による欧米社会福祉視察研修時の手記, 原崎修一氏蔵).
- 原崎秀司 (1960-1966) 『自由日記 横書』 (1960年7月20日～1966年6月13日に記された原崎直筆の日誌, 美谷島和子氏蔵).
- 黒木利克 (1950) 『ウェルフェア・フロム USA』 日本社会事業協会.
- 長野県厚生課 (1952) 『生活相談員取扱事例集 (秘)』 (日本社会事業大学附属図書館蔵).
- 長野県社会部厚生課編 (1953) 『ケース研究・事例研究 現任訓練資料 第一輯』 (日本社会事業大学附属図書館蔵).
- 長野県 (1956) 『家庭養護事業のしおり (その仕組のあらまし)』 (上田市社会福祉協議会蔵).
- 長野県厚生課 (1957) 『厚生年報 1956』.
- 長野県厚生課 (1964) 『厚生年報 昭和38年度』.
- 長野県厚生課 (1965) 『厚生年報 昭和39年度』.
- 仲村優一 (1965) 『事例研究』 社会福祉事業職員研修所.
- 東京都民生局総務部企画課 (1954) 『厚生局業務統計年報 昭和28年版 第1部』.
- 東京都民生局総務部指導課 (1963) 『社会福祉事業従事者現任訓練10年の歩み』.
- 東京都社会福祉協議会 (1963) 『東京都社会福祉事業従事者の実態—— 民営施設』 東京都社会福祉協議会.
- 上田市社会福祉協議会理事会 (1958) 「議事録 (別紙) B.家庭養護婦派遣事業の積極的対策について」 (上田市社会福祉協議会蔵).

文献

- 明山和夫 (1957) 『社会福祉行政論』 関書院.
- Bruce Joyce and Beverly Showers (1980) Improving Inservice Training: the Message of Research, *Educational Leadership*, 379-85.
- 福山和女 (2000) 「社会福祉の過渡期にみる専門家への現任訓練」 『ソーシャルワー

ク研究』26 (1), 19-26.

Konopuka, Gisela (1954) *Group Work in the Institution*, New York: Whiteside, Inc. (= 1967, 福田垂穂訳『収容施設のグループワーク』日本 YMCA 同盟出版部.)

Konopuka, Gisela (1970) *Group Work in the Institution :A Modern Challenge*. Association Press.

上村富江 (1997) 「上田市のホームヘルプサービスを担った女性たち」『社会福祉のなかのジェンダー —— 福祉の現場のフェミニスト実践を求めて』ミネルヴァ書房, 247-57.

木村忠二郎 (1951) 『社会福祉事業法の解説』時事通信社.

岸川洋治 (1984) 「イギリスの現任訓練状況とその特色」『社会福祉研究』(34), 44-9.

森 幹郎 (1972) 「ホームヘルプサービス」『季刊 社会保障研究』8 (2), 31-9.

長野県ホームヘルパー協会 (1991) 『長野県ホームヘルパー協会二十年のあゆみ』.

中篇 洋 (2011) 「ホームヘルプ事業の黎明としての原崎秀司の欧米社会福祉視察研修 (1953~1954) —— 問題関心の所在と視察行程の検証を中心に」『社会福祉学』52 (3), 28-39.

中篇 洋 (2013a) 「ホームヘルプ事業の先覚者における思想展開とハウスキーパー構想 —— 戦間期から終戦直後までの原崎秀司の苦悩体験と理想像」『社会福祉学』53 (4), 16-28.

中篇 洋 (2013b) 『日本における在宅介護福祉職形成史研究』みらい.

中篇 洋 (2014a) 『ホームヘルプ事業草創期を支えた人びと』久美.

中篇 洋 (2014b) 『シリーズ福祉に生きる 67 原崎秀司』大空社.

中篇 洋 (2014c) 「草創期における家庭養護婦派遣事業と家庭養護婦」『社会事業史研究』(45), 31-45.

中篇 洋 (2015a) 「全日本方面委員連盟書記としての原崎秀司が果たした役割 —— ホームヘルプ事業の先覚者と方面事業との関係性へのアプローチを中心に」『社会福祉学』56 (1), 38-49.

中篇 洋監修 (2015b) 『現代日本の在宅介護福祉職成立過程資料集 第2巻 家庭養護婦派遣事業を支えた人々』近現代資料刊行会.

中篇 洋 (2016) 『地域福祉・介護福祉の実践知』現代書館.

根本博司 (1981) 「老人福祉領域における実務研修の課題」『ソーシャルワーク研究』7 (2), 95-7.

小田兼三 (1977) 「ソーシャルワーカー現任訓練の現状と課題 —— 社会福祉研修所

をめぐって(資料)」『ソーシャルワーク研究』3(1), 322-8.

Randolph, L. (1950) 「査察指導と現任訓練」『社会事業』33(10), 37-9.

鈴木鳴海(1967) 『社会福祉の道』長野県社会福祉協議会.

竹内吉正(1974) 「ホームヘルプ制度の沿革・現状とその展望」『老人福祉』46, 51-69.

田村健二(1991) 「現任訓練における事例研究の実際」『ソーシャルワーク研究』17(2), 80-5.

寺脇隆夫(2013) 『福祉行政基本資料 第3巻《戦後日本の社会福祉制度》』柏書房.

内田範子(1988) 「ソーシャルワーク教育」『ソーシャルワーク研究』13(4), 255-61.

付記 本稿は、科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金:基盤研究(C)16K04179 研究代表者 中嶋 洋及び同:基盤研究(B)16H03718、研究代表者 菅沼 隆)の研究成果の一部である。